

# 登園許可証明書

干潟町中央保育園長 様

証明日 令和 年 月 日

組 氏名

医療機関名

医師名

印

上記の児童については、下記の疾患で療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはない(症状が安定した)と判断したので、登園してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登園可

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準(厚生労働省、保育園における感染性ガイドラインによる) ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹(はしか)※1	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ※1	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過するまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘症(水ぼうそう), 2	すべての発疹がかさぶたになるまで(ジュクジュクしていないこと)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺のはれが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)※1 (アデノウイルス感染症)	主要症状が消えた後2日を経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎(はやり目)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
	ウイルス性肝炎(A型)	肝機能が正常になるまで
	その他の感染症( )	

※1 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入する事が可能です。

◇保育園生活での注意事項( )

\*「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき作成  
令和6年度改正